

# 第330回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第330回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年7月30日（水）16:48～17:53

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 新規起業事業場就業環境整備事業（厚生労働省）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、生島専門委員、川澤専門委員

（厚生労働省）

労働基準局 監督課 秋山課長、河西副主任監察監督官、田之上監察監督官、米村係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第330回入札監理小委員会を開催します。

本日は、厚生労働省の「新規起業事業場就業環境整備事業」の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、厚生労働省労働基準局監督課秋山課長より、実施要項（案）について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○秋山課長 厚生労働省の監督課長の秋山でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、本日御審議いただきます「新規起業事業場就業環境整備事業」は、25年6月に閣議決定された公共サービス改革基本方針で、民間競争入札の対象として選定されております。本年度中に民間競争入札を実施いたしまして、27年度から28年度にかけて2年間の事業を実施することを予定してございます。

最初に、本体の資料のほかに、参考資料という形で横長の資料を配付させていただいております。そちらで、簡単に業務の趣旨等を御説明させていただきたいと思ひます。

1枚表紙をめくっていただきますと、概要と書いてございます。本業務について、労働者を雇用する事業場においては、労働基準法とか労働安全衛生法等、労働基準関係法令と申しておりますが、これに基づいて労働者の労働条件とか安全衛生の確保を図っていただく必要がございます。しかしながら、ビジネスを始めて間もない事業場とか、また、新たな分野に業態変更を行う事業場などでは、労務管理に必要な情報とかノウハウ、こういったものを十分に有しておらず、長時間労働とか労働災害の発生といった労働条件等をめぐるトラブルが懸念されております。

厚生労働省はこのような状況を踏まえまして、なかなか国の職員だけでは足りないところもございまして、民間事業者に委託をすることによりまして、労務管理また安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足している新規起業事業場等に対して、ここに書いてあります事業内容のとおり、1つにはセミナーの開催、2つには専門家による普及指導、こういったことを実施することによって、適正な職場環境形成のための支援を行うことが本委託業務の内容となっております。

過去の経緯ですけれども、本業務については平成19年度から実施してございます。この表には、過去3年間の実績を書かせていただいておりますが、この業務自体は平成19年度から実施しておりまして、本年度で8年目を迎えております。業務開始後、本業務を受託しておりますのは、いずれも公益社団法人全国労働基準関係団体連合会となっております。契約方式については、平成23年度以前は、企画競争入札としておりましたが、平成24年度以降は一般競争入札、総合評価落札方式による入札としてございます。また、業務責任者の資格要件とか、仕様書の見直し等を行うことによりまして、24年度と25年度については複数応札を実現いたしました。残念ながら、26年度は1者応札となっております。

もう一枚横長の資料をおめくりいただきますと、本日御審議いただきます実施要項（案）については、できるだけ多くの事業者が入札に参加しやすく、かつ、より効果の高い事業が実施されるように、外部4名の有識者の参集のもとで、現行の委託要綱とか、仕様書等の内容を点検して、改善点等を検討の上で作成したものでございます。詳しい内容は、順次、本体の資料に沿って御説明いたしますけれども、3の「検討結果」にありますとおり、例えば業務対象となる事業場の要件とか、業務の目標を緩和したほか、適切に引継ぎが行われるように、成果物を次の受託者にあらかじめ提供するよう見直しも行うなど、競争性の確保とか、事業の質が確保されるような配慮を行って修正をしております。

以上、事業の概要でございまして、続きまして、具体的な実施要項（案）の内容の説明に移らせていただきたいと思います。

資料A-2の通しページの4ページの業務の実施体制でございます。こちらの①の「事務所の設置」については、業務の遂行のために全国で最低1か所事務所として拠点を設けていただくこととしてございます。この拠点を新たに本事業のために設ける必要はなく、既存の設備を利用していただいて構いません。また、実施要項（案）には、事業場からのセミナーへの申込への対応とか、訪問指導時の資料の準備のために必要と考えられる設備を示させていただいております。

2つ目、通しページ5ページの人員体制でございます。本業務の遂行のためには、普及指導員とコーディネーターの2種類を配置していただくこととしてございます。このうち、資料のAの普及指導員は、労働基準関係法令等の専門的な知識を有する方を選任することとしてございます。具体的な中身については、通しページの23ページをご覧くださいと、別紙1と書いてございます。こちらに「普及指導員の委任・配置等」と書いてございまして、配置人数については、業務実施計画等に基づいて必要な人員を配置することと2に書いてございます。ここでは、各都道府県に例えば最低1名といった縛りは特に設けてございません。

また、選任要件については3に書いてございますが、1番として社会保険労務士、2番として労務管理や安全衛生管理に関する実務経験を10年以上有する方、3番目として、この2つと同等以上の高度な専門性を有すると認められる方、この3つとしてございます。

業務内容は4番に書いてございますが、一言で申しますと、事業場に対する労務管理と安全衛生管理の普及指導、こういったことに主として従事していただくことになってございます。

続きまして、資料を少し戻っていただきまして、通しページの5ページで、人員体制の2つ目、イのコーディネーターでございます。コーディネーターについては、こちらにありますとおり、指導員による個別訪問の状況、新規起業事業場からの個別訪問の希望状況等本業務の統括管理業務を行う者、こういったコーディネーターを配置していただくことになってございます。通しページの25ページにコーディネーターの配置の資料を別紙2として添付させていただいております。こちらの配置人数については、業務実施計画等に基

づいて必要な人員を配置することとしておりまして、例えば各都道府県に1名といった縛りは特にかけてございません。

選任の要件、通しページの25ページの3に書いてございますが、調整業務に明るい者、また、経理業務の経験者であることが望ましいという内容にしております。

業務内容は先ほども申し上げましたが、4に書いてあるとおり、統括管理業務でございます。

少し戻っていただいて、通しページの5でございます。(3)の「業務内容」について次に御説明申し上げます。

業務内容の①として「新規起業事業場の把握」がございます。本事業を進めるに当たりまして最も重要と考えておりますのが、この新規起業事業場に係る情報の把握となります。ここについては、新規開店・開業などの市中情報や信用情報といった情報源から、積極的な把握に努めていただきまして、1,080事業場以上の情報収集を目標としてここに掲げさせていただきます。

なお、都道府県労働局からも民間事業者に対して、新規起業事業場に係る情報を提供することとしてございます。

②「業務実施計画の策定」でございます。これは後ほど御説明いたしますが、本業務における業務目標も踏まえつつ、セミナーの開催場所とか、回数、時期、こういったものを定めた年間の「事業実施計画」を定めていただくというものでございます。

③「検討委員会の設置及び労務管理マニュアル等の作成等」でございます。本業務を効果的に実施するために、有識者4名以上から構成される検討委員会を開催していただいて、労務管理マニュアルとか普及指導員用の指導マニュアル、これは現行のものがございますので、これの改訂・補強を行っていただきたいと考えてございます。

検討委員会の実施要領については、通しページの28ページに別紙4として「検討委員会実施要領」を添付しております。2に開催の回数、委員会を年間2回以上開催していただくこととしてございます。委員については、2の(1)ですが、労務管理、安全衛生管理等について、大学教授相当の学識経験を有する方、このほか、普及指導員と同等クラスの方を選任していただくこととしてございます。これは検討委員会の関係でございます。

また、少し戻っていただいて、通しページの6ページの④「就業環境整備セミナーの開催」でございます。こちらは、事業者に対して適正な労務管理また安全衛生管理に係る知識を習得させるために、検討委員会で作成していただいた労務管理マニュアルを活用してセミナーを開催していただくものでございます。こちらは資料に書いてございますが、全都道府県で少なくとも1回ずつ、全国で54回以上開催とさせていただきます。こちらの考え方は、各都道府県で1回ずつ、このほか、各ブロックの主要都市では2回開催していただきたいということで、全国で54回以上の開催としております。また、1回当たり20事業場程度の参加者を目標として書いてございます。また、セミナー終了時には、セミナーの満足度等に関してアンケート調査を実施していただくこととしておりまして、回収

率は80%以上を目標としてございます。

その他、通しページの29ページに、セミナーの開催に係る詳細についてまとめており、別紙5として、セミナーの実施要領を添付しております。こちらは1から6までございますが、別紙5の記載内容では、従来からの大きな変更点が1か所ございます。通しページの29ページで言いますと、1の対象事業で、セミナーの対象事業として①～③まで書いてございます。従来は、セミナーの対象事業場を、この①～③まで、例えば会社設立、または、分社化して異業種への進出、初めての労働者の雇い入れ、これからそれぞれ5年以内の事業場ということに限っておりましたが、これを原則5年以内ということに改めまして、対象事業場を柔軟に捉えることができるように、改正をしております。

戻っていただきまして、通しページの7ページです。⑤「指導員の直接訪問による普及指導の実施」がでございます。普及指導と申しますのは、セミナーに参加した新規事業場とか、ポスター等による広報、行政機関からの教示などを契機として、個別訪問を希望した事業場に対して実施していただくものでございます。内容としては、指導員が事業場を2回直接訪問して、事業場の実態に即した労働時間管理とか労働災害防止対策について指導を行っていただくこととなります。この2回訪問という考え方は、指導員の方が1回目に訪問して、基本的な問題点を把握いたしますので、その1回目の訪問後に指導員が改善策を考案する。それをもとに2回目にもう一度行って改善案の説明をするということを中心に考えてございますので、2回直接訪問という形にさせていただいております。この形で、指導員が事業場を2回直接訪問して、事業場の実態に即した労働時間管理、労働災害防止対策について指導を行っていただくこととなります。

なお、全都道府県で400事業場以上を対象として実施していただくこととしてございます。この実施事業場数が仮に400を超えた場合でも、普及指導に要した経費は、当初契約した委託金の範囲内での支払いとなります。

また、この普及指導の関係では、事業の効果を把握するために、実施事業場に対してアンケート調査を実施していただくこととしておりまして、回収率は80%以上を目標としております。

その他、通しページの31ページの別紙6に普及指導の詳細について記載しておりますが、こちらについては、従来からの変更点はございません。

続きまして、通しページの7ページの⑥「本業務周知用ポスター、リーフレットの作成」がでございます。こちらは検討会の検討を経て作成していただいたポスター、リーフレットについて、起業する際に手続等を行うと考えられます商工会議所とか業界団体、こういった機関の協力を得て、各機関へのポスターの掲示とか、リーフレットの窓口配布を行っていただくものでございます。

⑦「セミナー及び普及指導実施状況の取りまとめ」は、毎月取りまとめていただくこととなります。そして、取りまとめていただいた実績をもとにセミナーと普及指導の実施状況の把握・分析を行って、改善策等を必要に応じて検討、実施していただくことを考えて

ございます。

次のページの通しページの8ページの⑧「その他の事項」でございます。その他、関係機関等との連携・協力体制の確立とか、情報の保護及び管理、経理処理体制の整備といった事項を盛り込んでおります。本日は時間の関係もありますので、説明は省略させていただきます。

次のページの通しページの9ページにまいりまして、(5)「業務実施に関して確保されるべき業務の質」について説明させていただきます。

①の「業務目標」については、7点設定をしております。今までの説明で触れたところもありますけれども、改めて、ア～キまで書いております。把握する新規起業事業場数は1,080事業場以上。セミナー開催数は、少なくとも全都道府県で1回以上、全国で54回以上。セミナー参加事業場数は、1回につき20事業場程度。個別訪問による普及指導実施事業場数は、2回訪問した事業場に限りませんが、400事業場以上。周知用ポスター、リーフレットは、ポスター20,000部、リーフレット100,000部。

次に、セミナー参加事業場の満足度ですが、これを測るものとしてアンケートをやりまして、ほかの事業主に勧められるものかどうか、こういった回答が60%以上としております。これは冒頭申し上げましたが、委員の方にもいろいろ入っていただいた検討会の中で、この満足度を測るものとしては、ほかの事業主に勧められるものか、こういったものを根拠にするのが適当だろうということで、こういう形にさせていただいております。

キの普及指導実施事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合が85%以上、こういったものを業務目標として設定させていただいております。

次に、②の「委託費の支払い」でございます。委託費の支払は半期ごとに、業務実施計画の履行内容を確認して、検査をした上で、支払いを行うこととしてございます。しかしながら、検査の結果、業務の質が確保されていないことが明らかな場合には、業務改善計画を提出して、厚生労働省の承諾を得ない限り、委託費の請求はできないという規定を設けてございます。この点は、今回、業務の質の確保の観点から、新たに実施要項（案）に盛り込ませていただいたものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、通しページ10の4、「入札参加資格に関する事項」でございます。こちらの詳細は省かせていただきますが、入札参加資格に関する基本的な要件を記載しております。今回は、ジョイントベンチャーによる入札も可能として整備をさせていただいております。

次に通しページの11の5の入札スケジュールでございます。こちらについては、昨年度よりも大幅に前倒しをしております。年内12月下旬頃には落札者を決定すると予定しております。これによりまして、民間事業者が事業の引継ぎと準備を行う期間を長く確保できるようにしてございます。

次に、少し飛びまして、通しページの13ページです。6の落札の関係でございます。事業実施者の決定に関する事項でございますが、本業務は総合評価落札方式によって落札者

を決定することとしてございます。入札参加者が提出をした提案書の審査評価は、厚生労働省の職員2名と外部有識者3名、計5名で構成する評価委員会において行っていただく予定でございます。採点方法については、必須項目審査と加点項目審査がございまして、審査に用います評価基準表は、通しページの32ページ以下に別紙7として添付しております。説明は省略させていただきます。

通しページの13にありますとおり、必須項目と加点項目とがございまして、通しページの14ですが、得点配分としては、(2)の③にありますとおり、技術点と価格点が2対1となっており、技術点の中で必須項目は240点、加点項目は600点の配分としてございます。

次に通しページの15ページ、従来の実施状況に関する情報の開示でございます。7ですが、こちら通しページの37ページの別紙9に記載してございます。こちらに、経費、人員、目標及び達成の程度等の情報を開示してございます。

以上、ポイントについて御説明させていただきました。質問がありましたら、お答えしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いします。

○生島専門委員 平成24年度、25年度は、複数応札があって、26年度はなかったというお話だったのですが、24年度、25年度の複数応札した会社は、同じ会社が2度続けて応札されて、3年目は諦めたというような形なのでしょうか。それとも別の会社なのか。差し支えなければ業者名も含めて御教示いただければと思います。

○河西副主任監察監督官 24年度については、応札してきたところは、全国労働基準関係団体連合会と全国社会保険労務士連合会となっております。もう一つ、25年度が、全国労働基準関係団体連合会と全国社会保険労務士会連合会と資格予備校である東京リーガルマインドとなっております。

○生島専門委員 26年度は1者ですか。

○河西副主任監察監督官 1者です。理由については、確認していません。

○生島専門委員 複数応札が二年間続いた後に再び一社応札に戻った背景には、新規参入業者の方々が2回チャレンジしたけれども、何か見えない壁があって、これ以上入札しても余り意味ないのではないかと思われて応札を諦めたのかと拝察いたします。もし、そうだとすると、大変もったいないなと思ひまして。具体的に何点か、このポイントは何となく既存の業者さんが有利になってしまうのかなと思うところは実施要項の中に幾つかあったのですけれども、どの項目で、既存業者さんと新規の業者さんが大きく差がついたかというような傾向などは分析されているのでしょうか。

○河西副主任監察監督官 評価のところ、特に外部委員の方の意見として一番出たのは、対象となる事業場をどうやって把握するかという点でした。落札したところについては、少し工夫がされていたということだったと思っています。

○生島専門委員 具体的にはどうということですか。

○河西副主任監察監督官 具体的には、情報公開請求を利用して、行政機関から新規の事業場を収集して、それをもとに広報等を自分のところで実施をして、対象事業場を把握して、PRしていったということかと思います。

○生島専門委員 例えば、既存業者さんならではのそうした長年やってこられた実績、ノウハウがあるかと思うのですが、そうした、これはいいなというようなノウハウも、例えば仕様書の中なのか、それとも説明会の中なのか、ほかの新規の事業者さんにも、こういうやり方があるとそのノウハウをシェアするというようなことは検討していらっしゃるのでしょうか。そういった形であれば、いいアイデアに対してできないことではない、誰でもやろうと思えばできると新規業者の方々も思えると思うのです。そうした知見の共有みたいなことはなさっていらっしゃるのでしょうか。

○河西副主任監察監督官 当時は、その点については不十分であったと思っています。というのは、応札をしていた業者の創意工夫の部分なので、当時としては、どの程度オープンにしているものなのかということがあったと思います。余りオープンにし過ぎて、結果的に特定の業者が不利になってもいけないのかなというような判断も当時はあったのではないかと考えております。

ただ、そのところは御指摘のとおりだと思います。今後は、そのようなこともオープンにし、さらに、行政からも情報提供をして、新規の事業場の情報を集めやすいように、なるべく多くの事業者に入っていただくのが良いと思いますので、そのようなこととしていきたいと考えております。

○生島専門委員 既存の長年受託をされてきた業者さんは、そういう意味では不利になるというよりは、明らかにいろいろな意味で有利な点があるかと思っておりますので、新規の方から見ると、見えない、すごく大きなアドバンテージの差があると思います。むしろ、そこに対して多少フォローをしないと、イコールフットINGでの競争は難しいのかなと感じます。せっかく2年も続けて入札した方が、ここは入札と言っているけれども、実態としては、既存業者さんが受けるような、形だけの入札だと思って、手間もかかるし、もうやめておこうと応札を諦めてしまう。可能性がないのだったら、やってもしょうがないと思うと新規業者さんが思うのは当然です。そういう形骸的な、競争入札ですと謡いながら実際はそうではないという印象を与えてしまうのは、大変もったいないなと思います。新規参入を阻む見えない壁を取り除くための実効性ある改善策を講じずに現状のままで入札を繰り返して、結果として、競争入札を始めて5年たっても10年たってもずっと同じ会社さんのみが受注ということになると、新規参入が進まないのは新規の会社さんが頑張っていないからという説明だけでは、なかなか世間の納得感は得ないのかなと思いました。感想です。

○河西副主任監察監督官 今後については、これまで受託してきた業者の引継ぎ等も、きちんと徹底するように、これは要項の中でも盛り込んでおりますので、その点については

うまくいくのではないかなと思っています。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

実施要項（案）の通しページの7ページ目の⑤の「指導員の直接訪問による普及指導の実施」で、4つ目のパラグラフで、「なお、アンケートは、普及指導終了時にその場で記入を求め、回収すること」と書かれていますが、確かに、その場で記入を求めて、回収されたほうが、経費的には削減されると思うのですけれども、指導が終わった後にアンケートの記入をして、その方に渡すとなりますと、なかなか率直な回答がしづらい部分もあるのかなと思ひまして。例えば、回収率は少し下がってしまうことはありますけれども、後日、郵送で返送するとか、もしくは厳封するとか、何らか情報がきちんと秘匿されるような工夫が必要なのかなと思ひました。その辺りは、これまで、もし御検討がされていたら教えていただければと思ひます。

○河西副主任監察監督官 回収率を確保するのが大事だろうと考えているところですが、今御指摘のとおり、回答内容について、きちんと秘密が確保できるように厳封するといったようなことについては、実施要項（案）に盛り込むようにしたいと思ひます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

通しページの9ページの(5)の①の「業務目標」のア～キのうちの「カ」の「セミナーに参加した事業場の満足度」で、(ほかの事業主に勧められるものか)というところで、60%以上とされているのですが、情報の開示の通しページの37ページを拝見いたしますと、こちらの実績が今の実績かということを確認したいのですけれども、5の「その他の事業の実施状況」の4つ目の○「アンケート調査（普及指導）」で、結果で、「有益だった」が99.5%となっております。例えば過年度の実績に照らして、事業場の満足度60%以上が果たして妥当な水準なのかどうかというところを少しお伺いさせていただきたいと思ひます。

○河西副主任監察監督官 実は、ここのところは、アンケートの取り方を今回変えております。これは、私どもの外部委員からの御指摘を踏まえて修正をしたところですが、こういった事業について成功かどうかを判断する一番の目安というか、調べ方として、このセミナーに参加した人が、ほかの同業者の人たちに紹介できるのかどうか。そこを把握して、有効だったのかどうかと判断をしたらいいのではないかと御示唆をいただきました。そのために、今回ここのところを修正したところでございます。確かに御指摘のとおり、パーセントは下げてはいるのですけれども、今回初めてということもございまして、最初はちょっと低めにさせていただいて、今後、実績を見ながらより高めていくような形にしていきたいと思ひます。

○川澤専門委員 わかりました。

60%と言うと、なかなか低い水準なのかなとも思ひましたので、そういう経緯がおありでしたら、むしろ、次の実施要項のときには、前年度の実績を踏まえて、もう少し高い水準が可能であれば、そういう水準に設定いただければと思ひます。

もう一つは「キ」の部分でして、普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に整備が図られた割合ですが、これは具体的にどのように把握されるのかなというのが少し気になります。1年以内に図る予定というところは、実際に、その指導の後のアンケートの部分で把握されるのかと思うのですけれども、「図られた」となりますと、恐らくフォローアップをしないと確認できないかと思いますが、その辺りはどういうふうに把握をされるのでしょうか。

○河西副主任監察監督官 普及指導については2回実施することになっております。当該事業場の労務管理とか安全衛生管理に関する問題点を把握することを目的に、1回目の普及指導に入るわけですけれども、その際に、明らかに法令に抵触するようなものについては、その場で指導員が口頭で指導をするといったようなこともございます。そのために、2回目行った際に、前回指摘あるいは指導したことが改善されていれば、1年以内に改善されたということでカウントになります。また、明らかに法律に違反しているようなものではなくても、普及指導員が専門的な見地から指導した内容、あるいは、文書で指導した内容について、2回目の指導の際に、今後の改善の見込みについて併せて確認をするようにしています。その際に、1年以内に改善を図るといような回答が得られる場合があります。このようなことから、確実に1年以内に是正を図られたものと、今後の見込みも含んだ数字が出て来るということになっております。

○川澤専門委員 そうしますと、これはいわゆる業務の質の重要な部分かと思しますので、どういうふうに測るのかということですね。今伺いするとわかるのですけれども、その測り方を少し言葉を補足していただいたほうがわかりやすいのかなと感じました。

次に、通しページの25ページの「コーディネーターの配置等」で、2に「配置数等」という記載があるのですが、この2つ目のパラグラフで、「コーディネーターの年稼働日数は60日以内とすること」と書かれているのですが、もちろん、コーディネーターの方が複数の都道府県を兼任することも可能であるということではあるのですけれども、稼働日数を限定するといえますか、上限を設けることの意味合いはということでしょうか。

○河西副主任監察監督官 コーディネーターについては、普及指導員の方の中から選任するという形になっていて、普及指導員としてその業務に携わられた場合には、普及指導員としての人件費は支給される形になります。ただ、このコーディネーターの方については、それ以外に、業務実施計画とか、あるいはほかの普及指導員の管理とか、そういったことも担っていただくことになっているので、それについては、別途、コーディネーターとしてその業務に就いたということで支払われるような形ということで考えております。実際に、今までの事業を行ってきた受託事業者の実績等も踏まえて60日ぐらいあれば、そういった管理業務の部分もきちんとできるかなということで、こういったような日数を設定しているところがございます。

○川澤専門委員 わかりました。

実際、普及指導員とコーディネーターの方と完全に兼務されるというか、そういうこと

を想定されていらっしゃるのか。先ほどお伺いしたときに、コーディネーターの方が普及指導員と同じような資格を持ちつつも、コーディネーターとして専任で携われるのかなと思ったのですが、そうではないという感じですか。

○河西副主任監察監督官 通しページ25ページの1の配置のところに書かせていただいておりますけれども、「普及指導員の中から選任し」ということでさせていただいております。こういった管理業務、あるいは業務の実実施計画などを作っていただく際には、普及指導員としての専門性も確保していただくことによって、こういった管理業務とか計画の部分もきちんとできるだろうということで、普及指導員の中からコーディネーターも選任していただくような形にさせていただいております。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございました。

最後に、通しページの33ページ目の評価基準表の部分で、先ほど、この事業の中でもかなり重要な部分で、新規の起業事業場の把握のところについて御説明いただいたかと思うのですが、恐らくそれぞれの業務の創意工夫は、15列目の「創意工夫や先進的な取り組みが予定されているか」の加点評価で評価されるのだとは思いますが、もちろんその得点が、この事業の創意工夫を評価する上で適切な水準になっているかというところは少し気になるのですが、①②③④それぞれについて、例えばどういう加点を考えているのかというところをもう少し具体的に記載いただいたほうがいいのかも思ったのです。新規起業事業場の把握が必須項目になっているので、ここの創意工夫部分をどこで評価されるのかというところがちょっとわかりづらかったのですが、どういう部分を評価されるのですか。

○河西副主任監察監督官 新規事業場の把握のところについては、先ほど言ったような、これまで落札していたところでは、情報公開請求といったようなことで、これは特に創意工夫していると評価できると私どもでは考えていて、15番で加点するような形になるかなと思っております。

○川澤専門委員 検討委員会の部分は、必須はなくて、加点だけでよろしいということですか。

○河西副主任監察監督官 そうですね。ここは加点です。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○尾花主査 では、何点か教えてください。

通しページ32ページの「事務所の配置」に関する評価の部分ですが、書かれているのは、「利用者の利便性や地域の状況を踏まえて、本業務を遂行するための拠点を設置することとなっているか」ということですが、事業の内容を拝見すると、基本的に、訪問していただくことと、どこかのセミナーに参加をすることということで、拠点というのは、利用者の利便性に関係ないような印象を受けます。にもかかわらず、30点の加点がされる意味を教えてくださいたいのです。

○河西副主任監察監督官 事務所に関しては、実施要項（案）の中でも何か所設けてくだ

さいというような形にはしておりません。それはできるだけ多くの方々に応札していただけるようにということで、そのような形にしているわけですが、ただ、この拠点のところに、一般の事業主等から問い合わせが来ることが考えられます。そういう意味では、業務の実施計画を作っただけ、それを実行するに当たって、1か所でも構わないのですけれども、計画を実施していただくに当たって利便性があるかどうかというのも一定の評価の対象になるのではないかと考えております。数がある程度あれば評価できるのではないかとということで、加点しています。

○尾花主査 そうすると、訪問が多いということになるのですか。それはお調べになっていきますか。訪問ではなく、通常、このような問い合わせは「0120」で問い合わせるとか、電話かと思うのですが、私が申し上げているのは、今回の事業では、恐らく、セミナーとか訪問指導員の御依頼は電話で来ると思われるにもかかわらず、利用者の利便性という理由がちょっと理解がしにくいと考えていて、そうしますと、今回は、既存の業者さんが全国で施設を持っておられるので、それをもってして既存の事業者さんは30点をすぐ取れてしまうように思います。

というふうに考えたときに、この加点がすごく大きく響くのではないかと考えて、ちょっと御検討を願えればと思いました。恐らく、事業者さんは「0120」とか、電話で問い合わせしてくる際に、電話番号が地元であろうがなかろうが、なさってくれるのではないかと思います。御趣旨はわかるのですが、加点が多いことによって既存事業者さんが有利であり、かつ、事業場が全国にあることによって質が伸びるかということ、質が改善される要素ではないような気がしました。それは業務の内容からなので、ちょっと御検討をいただけると。

○河西副主任監察監督官 加点のウエートのところについては、少し検討したいと思います。

○尾花主査 わかりました。

続きまして、契約の期間ですけれども、これはやはり1年ずつというのが望ましいとお考えでいらっしゃいますか。

○河西副主任監察監督官 基本的には、事業をきちんとやっていただくには、検討委員会の場で、これまで使ってきたマニュアル等の見直しも行っていただいて、さらに、セミナーを実施して、普及指導までつなげていきたいというふうに思っておりますので、そういう意味では少なくとも1年は期間を要するのではないかと考えております。

○尾花主査 例えば2年とか3年にすることにより、ある業者にノウハウも蓄積し、費用も削減効果があるとか、そのような発想はこの事業では考えられないですか。

○河西副主任監察監督官 私どもの不勉強なところもあるかもしれませんが、予算が単年度の予算になっておりますので、今までは単年度で1年ごとということでやってまいりましたけれども、今回、官民競争入札の形になって、もし予算がきちんと確保できるようであれば、2年間の契約期間という形にもできるというふうにも承知しておりますの

で、予算が確保できた場合については、2年間でセットしたいと思っております。

○尾花主査 業務になじむかどうかというのは御専門で御検討いただくのがいいかと思うのですが、このように従来 of 事業者さんが長く応札をされていて、ほかになかなかやっていただける方がふえない場合は、複数年としてみるというのが一つの競争を高める方法なので、予算のことはわかりましたので、御検討をいただけたらうれしいです。

それから、もう一点、通しページの6ページの④で、セミナーの開催方法は、必ず場所を借りて、そこに人が集まってくださることを前提にしたやり方を御指定になられているという理解でよろしいでしょうか。

○河西副主任 監察監督官 必ずしも場所を借りなければいけないということではございませんので、もし、そのようなスペースがあるのであれば、それはそれで特に制約をかけるようなものではないと思っております。

○尾花主査 質問の説明が不十分だったのですが、近頃、予備校などでは、ウェブ授業みたいな形で、あるセミナーの内容を、一回のセミナー会場ではなく、例えば複数回どこかを借りて、同じウェブを流すことによって、広く同一内容の情報を提供できると思うのですが、そうした場合には、セミナーという形でライブでどなたかがお話をして、人を集めてやらなければいけないというのがこれの要求なのか。それとも、近頃、予備校がやっているような、ウェブセミナーのような形も許容されている表現なのかどうかというのを伺いたかったのです。

○秋山課長 実は、我々も余り考えたことがなかったのは正直な話ですが、現段階でやる内容としては、今のやり方を踏襲したいと思っております。今後は、世の中にいろいろなやり方が浸透してきて、こういうセミナーなども今おっしゃったようなウェブ授業は、確かに先進的なやり方として出てきていると思うのですが、効果とか、行政が委託するに足る内容としてできるものかどうか、それがもうちょっとわかった上で、将来の検討課題としてさせていただきたいと思っております。今回は従前の形でさせていただければと思っております。

○尾花主査 そうすると、この要項で入札をかけてみて、やはり人が余り集まらないということになった場合には、情報提供方法についてもちょっと御検討をいただくのがよいのかなというふうに考えました。

さらにですが、通しページの7ページの普及指導の実施のところ、全都道府県で400事業場以上を対象に実施することという記載がございまして。これは地域的な偏りがもしあったとしても、仕方がないというお考えでしょうか。

○秋山課長 特に地域に違いがあっても、それは構わないと思っております。

○尾花主査 反対するつもりはないのですが、これを超える普及指導をしたとしても、費用が同じになったときに、普及指導を希望される方をやりやすい地域に絞って、故意に近いところでやるとか、そういうような御心配はどこかで指導できるような情報とかありますか。

○河西副主任監察監督官 これについては、事業の実施状況の報告を求める形になっておりますので、地域に偏りがあるような状況であれば、その事業の途中で、受託事業者に委託者として指導をしていくような形で適切に回るようにしていきたいと思っております。

○尾花主査 わかりました。

通しページの34ページの評価ですが、25と26が、加点項目として、「応募者が直近3年間に類似事業を実施した実績があるか」と、「応募者が国、地方公共団体等の公的機関から、他に事業の委託等を受けた実績があるか」ですが、この加点項目の45点は、これまで受注している社団法人は当然45点取るという理解で大丈夫でしょうか。

○河西副主任監察監督官 確かに御指摘のように、今、この社団法人が出てくれば、この部分で一定の加点がなされることになると思います。ただ、この事業の実績については、類似の事業をやったということも、この事業をきちんと回していくための重要な判断の要素になるというふうにも思いますし、それと、これまで国とか地方公共団体で委託事業を受けたことがあるのかどうかということも、やはりこの事業をきちんと回していくために、受託事業者として適切かどうかを判断するための重要なポイントになると考えております。この2つの項目、それぞれ30点、15点とウエートはつけさせていただいておりますけれども、それぞれ応札があれば、全ての応札事業者に一定の加点をすることにもなると思いますので、今まで落としました業者が特に有利になるような加点にはなっていないのではないかなと思っております。

○尾花主査 わかりました。

今回の入札では、1者しかおいでにならなかったということですが、説明会には何人かいらっしゃったんですか。

○河西副主任監察監督官 説明会には2者ほど来ております。

○尾花主査 ということは、社団法人さんともう一者だけですか。

○河西副主任監察監督官 はい。

○尾花主査 そうすると、官民競争入札の実務をやっている中で、落札率や、1者しか入札をしないというのは、非常に工夫を積極的にしなければいけない事業であるという理解でございまして。次回、また、入札等の手続をされるときには、ぜひ、その参加者で、例えば応札しなかったなどに、どこがハードルだったのかというところをお聴きになられて、入札要項を修正するヒントをいただくようにされるといいと思います。この新規起業事業場の労務情報を提供するの是非常に重要な事業かと思っておりますので、広く皆さんが工夫をしていただけるように、工夫されるのがよいかと思いました。

最後は意見でございます。

○川澤専門委員 最後の評価基準表のところ、2点だけ伺いたいと思います。通しページの33ページです。22番の経営成績・財政状態等の内容が毎年度公開されるなど、透明性が確保されているかということですのでけれども、例えば、未上場企業のような場合に、当然、財務諸表も概要程度のことは企業情報で公開するのもあるかと思うのですがけれども、団体

ではない企業を想定した場合に、どういう形で透明性の確保というところを評価される御予定でしょうか。団体を想定されて、この評価項目が設定されているのかなというところがちょっと気になりました。

○河西副主任監察監督官 通しページの12ページに、「入札書類」の⑦「財務状況が確認できる書類」で、きちんと提出していただければ、評価のところでも一定の加点がなされるような形で、私どもとしては考えているところでございます。

○川澤専門委員 22と23で、いわゆる財務状況についての評価項目が設定されているかと思うのですが、その加点と必須項目の違いを、今、御教示いただいたこの書類でどういうふうに区別して評価されるのかなというところが、22のほうがより透明性という点で、情報公開性を恐らく重視されているかと思えます。

○河西副主任監察監督官 このところで、加点について、先ほど別のところでも御指摘がありましたので、見直しを検討したいと思います。

○川澤専門委員 通しページの34ページの27番目の評価項目ですが、企画提案会において、十分な説明が行われ、回答できていたかというところで、企画提案会というのが今回行われるという理解でよろしかったですか。特にスケジュールのところに書いてなかったと思います。

○河西副主任監察監督官 すみません。ここのところは提案書の審査のことを意味しております。提案書の審査の際に、外部委員の方にも入っていただいて、応札業者から説明をいただくわけですけれども、そのところを意図したものでございます。記載が必ずしも正確でないので、ここのところは修正をさせていただきたいと思えます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 重ねてですが、通しページの33ページの22はやはりまずいのではないかと思います。社団法人が法令上は公開しなければいけないというのがありますけれども、閉鎖会社の場合は公開義務がないので、「毎年度公開されるなど」と書いてしまうと、非常に競争制限的な資格要件になってしまうように思われるので、ちょっと御検討をいただくといいかなと思います。

○秋山課長 ほかのいろいろな実施要項を見ながら、少し検討させていただきます。

○生島専門委員 通しページ32ページの「事務所の配置」の2番目がちょっと気になっているのですが、この業務を拝見させていただいた限り、受託者がジョイントベンチャーであったときに、全国統一的に同じことをやらなければいけない必要性が余りびんとなくて、むしろ、事業の趣旨的には、もうちょっと地域密着で、地域の小さな事業所さんであっても、地域の方が地域事業を立ち上げた方にアドバイスするというような形で回っていくほうが、この事業だけでなく、その後の関係性から言ってもいいのではないかと。すごく大きな全国団体がやるような、今までそうされてきたので、それを前提にこの事業自体も組まれているのですが、そもそもそこにとっても違和感があって、もっと別の見方でというか、むしろ、地域を区切って、ジョイントベンチャーで小さい会社が集まっ

てというのも、それも大変な話なので、同じ事業のクオリティーを担保できる受託者さんであれば、むしろ、地域密着で、個別に自分のエリアで受託をすることも、この事業の趣旨から言うと、むしろよいのではないかなと思ひまして、今回すぐにとということではないですけれども、今後、全国団体を念頭に置いた事業展開に必ずしも限らないようなやり方を考えたほうが、事業の性質上有益かなと思ひまして。

○河西副主任監察監督官 そのことについては、この事業はまさしく働いておられる方々の法定労働条件がきちんと確保されることが大事だという認識のもとに実施しているものでございます。そういう意味では、受託業者が複数出てきてしまうことによって、説明する内容とか、扱う内容とか、セミナーで説明をする内容とか、取り上げる説明項目などについても、その地域によっていろいろばらつきがあったのでは、統一の法定労働条件を事業主の方々にきちんと守っていただく、あるいは、その説明をするという観点で、やはり問題があるだろうと考えております。

これは、私どもの行政のほうにも、事業主の方からよくお話をいただくところですが、出先によって説明の内容が違ふとか、取扱いが違ふといったようなことで苦情を受けるようなこともございます。一つの業者がきちんと責任を持って、どの会場でも同じ項目で同種の説明をしていただくことが重要だと思っております。今の時点では、できるだけ多くの方にこの事業の応札がしていただけるように、なるべくハードルは下げるような形で実施をしていきたいと考えております。

先ほどの評価の加点については、御指摘を踏まえて、少し調整、見直しをしていきたいと思っております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）については、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 幾つか修正点があったと思ひますけれども、特に評価基準のところでは修正点が幾つか御指示があったかと思ひますが、今後の流れですが、修正について、委員の皆様、後日、事務局を通じて確認させていただくというようなやり方でよろしかったでしょうか。

○尾花主査 はい。よいと思ひます。

ぜひ、既存事業者が、特に不当に有利にならないような評価の方法を御検討いただくと、事業がうまく進むのではないかと思ひます。

○秋山課長 本日は、いろいろと貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日の御意見を踏まえまして、評価基準等、すぐに直すところは当然反映しますし、また、次回入札に向けてのいろいろなアドバイスもいただきましたので、そこはまた、中長期に向けても、いろいろ御意見を踏まえまして、良いものにするために、また、現行の事業者が特に有利にならないような観点からもしっかりと考えて検討していきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で、調整を進めたいと思います。

厚生労働省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただけますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。